

## 各種申請書類の押印廃止についてのお知らせ

「押印を求める手続の見直しのための国土交通省関係省令の一部を改正する省令」の公布により、令和3年1月1日以降、下記の申請書類については押印不要となりました。

なお、当面は「印」の文字がある旧様式を使用し押印を省略することは支障ありません。

### 押印不要となる申請書類

- 建築（工作物）確認、完了検査、中間検査、仮使用認定の各申請書、委任状及び添付図書  
なお、構造計算安全証明書は押印が必要です。
  - ・ 工事監理者・施工者決定等届、軽微変更届、記載事項変更届、取りやめ届、取下げ届、  
確認帳簿記録証明願
- 省エネ適合性判定、住宅性能評価、長期優良住宅技術的審査、低炭素建築物技術的審査、  
BELS評価の各申請書、委任状及び添付図書
  - ・ 承諾書、軽微変更届、記載事項変更届、取下げ届

※ 添付図書の設計者の押印は不要となりましたが、記名は従来通り必要です。

### 当面の間、押印が必要な申請書類

- ・ 適合証明（フラット35）、住宅性能証明書、現金取得者向け証明書の各申請書及び添付図書